

令和6年8月

お客さま各位



定期性預金規定の改定について

平素は当金庫をご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

当金庫では、利息計算方法（中途解約利率の算出方法）の見直しにより、以下の預金の預金規定を改定いたしますので、ご案内申し上げます。

記

1. 改定する規定

- 自動継続自由金利型定期預金(M型)規定 ○自由金利型定期預金(M型)規定
- 自動継続期日指定定期預金規定 ○期日指定定期預金規定
- 自動継続変動金利定期預金規定 ○変動金利定期預金規定
- 財形期日指定定期預金規定
- 財形住宅預金規定
- 財形年金預金規定
- 積立定期預金規定

2. 改定日

令和6年（2024年）9月24日（火）

3. 改定内容

- 下線部分を削除します。

「自動継続自由金利型定期預金（M型）規定」

新	旧
2.（利息） （1） <省略> （2） <省略> （3） <省略> （4） 当金庫がやむをえないものと認め てこの預金を満期日前に解約する場	2.（利息） （1） <省略> （2） <省略> （3） <省略> （4） 当金庫がやむをえないものと認め てこの預金を満期日前に解約する場

新	旧
<p>合および定期預金共通規定第4条第6項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じ。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算（複利型の自動継続自由金利型定期預金（M型）については6か月複利の方法）し、この預金とともに支払います。</p> <p>－ 以下省略 －</p> <p>(5) <省略></p>	<p>合および定期預金共通規定第4条第6項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じ。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。<u>また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金の利率とします。</u>）によって計算（複利型の自動継続自由金利型定期預金（M型）については6か月複利の方法）し、この預金とともに支払います。</p> <p>－ 以下省略 －</p> <p>(5) <省略></p>

「自由金利型定期預金（M型）規定」

新	旧
<p>2.（利息）</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) <省略></p> <p>(3) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第4条第6項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算（複利型の自由金利型定期預金（M型）については6か月複利の方法）し、この預金とともに支払います。</p>	<p>2.（利息）</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) <省略></p> <p>(3) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第4条第6項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。<u>また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金の利率とします。</u>）によって計</p>

新	旧
— 以下省略 —	算(複利型の自由金利型定期預金(M型)については6か月複利の方法)し、この預金とともに支払います。 — 以下省略 —
(4) <省略>	(4) <省略>

「自動継続期日指定定期預金規定」

新	旧
<p>3. (利息)</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) <省略></p> <p>(3) <省略></p> <p>(4) <省略></p> <p>(5) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第4条第6項の規定により解約する場合には、その利息は預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 — 以下省略 —</p> <p>(6) <省略></p>	<p>3. (利息)</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) <省略></p> <p>(3) <省略></p> <p>(4) <省略></p> <p>(5) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第4条第6項の規定により解約する場合には、その利息は預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。<u>また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金の利率とします。</u>)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 — 以下省略 —</p> <p>(6) <省略></p>

「期日指定定期預金規定」

新	旧
<p>2. (利息)</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) <省略></p> <p>(3) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第4条第6項の規定により解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <p style="text-align: center;">－ 以下省略 －</p> <p>(4) <省略></p>	<p>2. (利息)</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) <省略></p> <p>(3) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第4条第6項の規定により解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。<u>また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金の利率とします。</u>）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <p style="text-align: center;">－ 以下省略 －</p> <p>(4) <省略></p>

「自動継続変動金利定期預金規定」

新	旧
<p>3. (利息)</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) <省略></p> <p>(3) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第4条第6項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。</p> <p>① 預入日（継続をしたときは、最後の継続日。以下同じです。）の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前</p>	<p>3. (利息)</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) <省略></p> <p>(3) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第4条第6項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。</p> <p>① 預入日（継続をしたときは、最後の継続日。以下同じです。）の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前</p>

新	旧
<p>日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）をこの預金とともに支払います。</p> <p>この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。</p> <p>A. 預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>a 6か月以上1年未満・・・・・・ 約定期率×30%</p> <p>b 1年以上3年未満・・・・・・ 約定期率×50%</p> <p>B. 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>a 6か月以上1年未満・・・・・・ 約定期率×20%</p> <p>b 1年以上1年6か月未満・・・・ 約定期率×30%</p> <p>c 1年6か月以上2年未満・・・・</p>	<p>日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。<u>また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金の利率とします。</u>）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。<u>また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金の利率とします。</u>）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）をこの預金とともに支払います。</p> <p>この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。</p> <p>A. 預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>a 6か月以上1年未満・・・・・・ 約定期率×30%</p> <p>b 1年以上3年未満・・・・・・ 約定期率×50%</p>

新	旧
<p style="text-align: right;">約定利率×40%</p> <p>d 2年以上2年6か月未満・・・</p> <p style="text-align: right;">約定利率×50%</p> <p>e 2年6か月以上3年未満・・・</p> <p style="text-align: right;">約定利率×70%</p> <p>③ 複利型の変動金利定期預金を預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、その利息は、上記②にかかわらず預入日から解約日の前日までの日数および上記②Bの預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>(4) <省略></p>	<p>B. 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>a 6か月以上1年未満・・・・・・</p> <p style="text-align: right;">約定利率×20%</p> <p>b 1年以上1年6か月未満・・・</p> <p style="text-align: right;">約定利率×30%</p> <p>c 1年6か月以上2年未満・・・</p> <p style="text-align: right;">約定利率×40%</p> <p>d 2年以上2年6か月未満・・・</p> <p style="text-align: right;">約定利率×50%</p> <p>e 2年6か月以上3年未満・・・</p> <p style="text-align: right;">約定利率×70%</p> <p>③ 複利型の変動金利定期預金を預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、その利息は、上記②にかかわらず預入日から解約日の前日までの日数および上記②Bの預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。<u>また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金の利率とします。</u>）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>(4) <省略></p>

「変動金利定期預金規定」

新	旧
<p>3. (利息)</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) <省略></p> <p>(3) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第</p>	<p>3. (利息)</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) <省略></p> <p>(3) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第</p>

新	旧
<p>4条第6項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。</p> <p>① 預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）をこの預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。</p> <p>A. 預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>a 6か月以上1年未満・・・・・・・・ $\text{約定利率} \times 30\%$</p> <p>b 1年以上3年未満・・・・・・・・ $\text{約定利率} \times 50\%$</p> <p>B. 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>a 6か月以上1年未満・・・・・・・・</p>	<p>4条第6項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。</p> <p>① 預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。<u>また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金の利率とします。</u>）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。<u>また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金の利率とします。</u>）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）をこの預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。</p> <p>A. 預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>a 6か月以上1年未満・・・・・・・・</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">約定利率×20%</p> <p>b 1年以上1年6か月未満・・・ 約定利率×30%</p> <p>c 1年6か月以上2年未満・・・ 約定利率×40%</p> <p>d 2年以上2年6か月未満・・・ 約定利率×50%</p> <p>e 2年6か月以上3年未満・・・ 約定利率×70%</p> <p>③ 複利型の変動金利定期預金を預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、上記②にかかわらず、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および上記②Bの預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>(4) <省略></p>	<p style="text-align: center;">約定利率×30%</p> <p>b 1年以上3年未満・・・・・・・・ 約定利率×50%</p> <p>B. 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>a 6か月以上1年未満・・・・・・・・ 約定利率×20%</p> <p>b 1年以上1年6か月未満・・・ 約定利率×30%</p> <p>c 1年6か月以上2年未満・・・ 約定利率×40%</p> <p>d 2年以上2年6か月未満・・・ 約定利率×50%</p> <p>e 2年6か月以上3年未満・・・ 約定利率×70%</p> <p>③ 複利型の変動金利定期預金を預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、上記②にかかわらず、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および上記②Bの預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。<u>また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金の利率とします。</u>）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>(4) <省略></p>

「財形期日指定定期預金規定」

新	旧
<p>6. (利 息)</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) <省略></p> <p>(3) 当金庫がやむをえないものと認めて満期日前にこの預金を解約す</p>	<p>6. (利 息)</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) <省略></p> <p>(3) 当金庫がやむをえないものと認めて満期日前にこの預金を解約す</p>

新	旧
<p>る場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>預入金額ごとに預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算します。</p> <p>A. 6か月未満…………… 解約日における普通預金の利率</p> <p>B. 6か月以上1年未満…………… 2年以上利率×20%</p> <p>C. 1年以上1年6か月未満… 2年以上利率×30%</p> <p>D. 1年6か月以上2年未満… 2年以上利率×40%</p> <p>E. 2年以上2年6か月未満… 2年以上利率×50%</p> <p>F. 2年6か月以上3年未満… 2年以上利率×70%</p> <p>(4) <省略></p>	<p>る場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>預入金額ごとに預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。<u>また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金の利率とします。</u>)によって1年複利の方法により計算します。</p> <p>A. 6か月未満…………… 解約日における普通預金の利率</p> <p>B. 6か月以上1年未満…………… 2年以上利率×20%</p> <p>C. 1年以上1年6か月未満… 2年以上利率×30%</p> <p>D. 1年6か月以上2年未満… 2年以上利率×40%</p> <p>E. 2年以上2年6か月未満… 2年以上利率×50%</p> <p>F. 2年6か月以上3年未満… 2年以上利率×70%</p> <p>(4) <省略></p>

「財形住宅預金規定」

新	旧
<p>5. (利 息)</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) <省略></p> <p>(3) 当金庫がやむをえないものと認めて満期日前にこの預金を解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>預入金額ごとに預入日(継続をし</p>	<p>5. (利 息)</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) <省略></p> <p>(3) 当金庫がやむをえないものと認めて満期日前にこの預金を解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>預入金額ごとに預入日(継続をし</p>

新	旧
<p>たときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算します。</p> <p>A. 6か月未満…………… 解約日における普通預金の利率</p> <p>B. 6か月以上1年未満…………… 2年以上利率×20%</p> <p>C. 1年以上1年6か月未満…2 年以上利率×30%</p> <p>D. 1年6か月以上2年未満… 2年以上利率×40%</p> <p>E. 2年以上2年6か月未満… 2年以上利率×50%</p> <p>F. 2年6か月以上3年未満… 2年以上利率×70%</p> <p>(4) <省略></p>	<p>たときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。<u>また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金の利率とします。</u>)によって1年複利の方法により計算します。</p> <p>A. 6か月未満…………… 解約日における普通預金の利率</p> <p>B. 6か月以上1年未満…………… 2年以上利率×20%</p> <p>C. 1年以上1年6か月未満… 2年以上利率×30%</p> <p>D. 1年6か月以上2年未満… 2年以上利率×40%</p> <p>E. 2年以上2年6か月未満… 2年以上利率×50%</p> <p>F. 2年6か月以上3年未満… 2年以上利率×70%</p> <p>(4) <省略></p>

「財形年金預金規定」

新	旧
<p>5. (利 息)</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) <省略></p> <p>(3) 当金庫がやむをえないものと認めて満期日前にこの預金を解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合 預入金額ごとに預入日(継続を</p>	<p>5. (利 息)</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) <省略></p> <p>(3) 当金庫がやむをえないものと認めて満期日前にこの預金を解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合 預入金額ごとに預入日(継続を</p>

新	旧
<p>したときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算します。</p> <p>A. 6か月未満…………… 解約日における普通預金の利率</p> <p>B. 6か月以上1年未満…………… 2年以上利率×20%</p> <p>C. 1年以上1年6か月未満…2 年以上利率×30%</p> <p>D. 1年6か月以上2年未満… 2年以上利率×40%</p> <p>E. 2年以上2年6か月未満… 2年以上利率×50%</p> <p>F. 2年6か月以上3年未満… 2年以上利率×70%</p> <p>② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金(M型)の場合 預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算します。</p> <p>A. 6か月未満…………… 解約日における普通預金の利率</p> <p>B. 6か月以上1年未満…………… 前期(1)②の適用利率×50%</p>	<p>したときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。<u>また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金の利率とします。</u>)によって1年複利の方法により計算します。</p> <p>A. 6か月未満…………… 解約日における普通預金の利率</p> <p>B. 6か月以上1年未満…………… 2年以上利率×20%</p> <p>C. 1年以上1年6か月未満…2 年以上利率×30%</p> <p>D. 1年6か月以上2年未満… 2年以上利率×40%</p> <p>E. 2年以上2年6か月未満… 2年以上利率×50%</p> <p>F. 2年6か月以上3年未満… 2年以上利率×70%</p> <p>② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金(M型)の場合 預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。<u>また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金の利率とします。</u>)によって計算します。</p> <p>A. 6か月未満…………… 解約日における普通預金の利率</p> <p>B. 6か月以上1年未満…………… 前期(1)②の適用利率×50%</p>

新	旧
(4) <省略>	(4) <省略>

「積立定期預金規定」

新	旧
<p>5. (利息)</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) <省略></p> <p>(3) <省略></p> <p>(4) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、その利息は、預入金額ごとに預入日（利息を元金に組入れたときは最後の利息計算日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>① 6か月未満・・・・・・・・</p> <p>解約日における普通預金の利率</p> <p>② 6か月以上1年未満・・・</p> <p>上記(1)の適用利率×30%</p> <p>③ 1年以上3年未満・・・</p> <p>上記(1)の適用利率×50%</p> <p>(5) <省略></p>	<p>5. (利息)</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) <省略></p> <p>(3) <省略></p> <p>(4) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、その利息は、預入金額ごとに預入日（利息を元金に組入れたときは最後の利息計算日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。<u>また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金の利率とします。</u>）によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>① 6か月未満・・・・・・・・</p> <p>解約日における普通預金の利率</p> <p>② 6か月以上1年未満・・・</p> <p>上記(1)の適用利率×30%</p> <p>③ 1年以上3年未満・・・</p> <p>上記(1)の適用利率×50%</p> <p>(5) <省略></p>

※ 改定後の規定は[こちら](#)からご確認ください。

以上